

高森町デジタルサイネージ整備業務委託に係る公募型プロポーザル

実施要領

1 趣旨

本要領は、高森町デジタルサイネージ整備業務委託について、公募型プロポーザル方式により、価格のみならず、業務遂行能力、技術力、企画提案力、実施体制、保守運用体制等を総合的に評価し、本業務の目的達成に最も適した受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

項目	内容
業務名	高森町デジタルサイネージ整備業務委託
業務目的	高森町役場内にデジタルサイネージを整備し、職員向け情報を効果的に発信すること及び、来庁者への行政情報、観光・イベント情報、災害時緊急情報を発信することにより、庁内情報共有の円滑化、町民サービスの向上及び災害時における迅速な情報提供を実現することを目的とする。
業務内容	別紙「高森町デジタルサイネージ整備業務委託仕様書」のとおり。
設置場所	高森町役場内
履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
契約上限額	28,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 契約方法

本業務は、デジタルサイネージシステムの構築、コンテンツ制作、機器設置、運用支援及び保守等について、専門的な技術力、企画力及び実施体制を要することから、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす企業とする。

1. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法、民事再生法、破産法その他関係法令に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
3. 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
4. 暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力に該当せず、またそれらと密接な関係を有しない者であること。
5. 本業務と同種又は類似するデジタルサイネージシステム、クラウド型 CMS、タッチパネル式サイネージ、公共施設又は自治体向け情報発信システム等の導入実績を有すること。
6. 本業務を確実かつ円滑に遂行できる技術者、実施体制及び保守運用体制を有すること。
7. 情報セキュリティ管理体制を有し、個人情報及び業務上知り得た情報を適切に管理できること。
8. その他、高森町が必要と認める要件を満たすこと。

5 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和 8 年 10 月 1 日（木）
質問書の受付期限	令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 10 月 8 日（木）予定
参加申込書及び機能要件回答書の提出期限	令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時まで
参加資格確認結果通知（一次審査）	令和 8 年 10 月 13 日（火）予定
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 5 時まで
二次審査（プレゼンテーション及び審査）	令和 8 年 11 月 9 日（月）午後 3 時から
審査結果通知	令和 8 年 11 月 13 日（金）予定
契約締結	令和 8 年 11 月 24 日（火）予定

6 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書及び提出書類等に関する質問は、質問書（様式 5）は以下の電子申請フォームにより受け付ける。電話又は口頭による質問は受け付けない。質問に対す

る回答は、高森町ホームページ等に掲載するものとし、回答内容は本実施要領及び仕様書の補足又は修正として取り扱う。

質問書（様式 5） <https://logoform.jp/form/HhxK/1803664>



7 参加申込書等の提出

参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出期限までに提出すること。

なお、参加申込みについては、電子申請フォームにより受け付ける。

参加申込み <https://logoform.jp/form/HhxK/1803868>



1. 参加申込書（様式 1）
2. 機能要件回答書（様式 2）
3. 会社概要書（任意様式）
4. 受注実績調書（様式 3 または任意様式）
5. 実施体制調書（任意様式）
6. 誓約書（様式 6）

8 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を提出期限までに提出すること。

1. 企画提案書（任意様式）
2. 見積書及び内訳書（システム構築費用、システム運用費用）

9 企画提案書の作成要領

1. 企画提案書は、A4 判を基本とし、図表等により分かりやすく作成すること。
2. 専門用語を使用する場合は、必要に応じて平易な説明を付すこと。
3. 仕様書及び機能要件回答書に基づき、提案内容、実現方法を明確に記載すること。
4. 提案書の提出部数は 1 部、電子データの提出方法等は CD-R または DVD-R とする。

10 審査方法

審査は、高森町が設置する審査委員会において、

機能要件回答書により一次審査を行い、参加申込みが 3 者以上の場合は 3 者に絞り、3 者による二次審査は企画提案書によるプレゼンテーション等の内容を総合的に評価して行

う。審査の結果、最も評価点が高い者を優先交渉権者として選定する。ただし、提案者が1 者の場合であっても審査を実施し、審査基準を満たすと認められる場合に限り、当該提案者を優先交渉権者として選定する。

1.一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和8年10月13日（火曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

2.二次審査

審査実施要領に沿って、プレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和8年11月13日（金曜日）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

3.公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、審査結果は、令和8年11月13日（金曜日）に本町ホームページ上に公表する。

11 評価項目及び評価基準、配点

評価項目、評価基準及び配点は、審査実施要領【別紙1】のとおりとする。

12 契約

1. 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和8年11月24日以降に本業務にかかる契約を締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本町と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2. 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

3. 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、高森町財務規則などの定めるところによる。

4. 契約期間

(1) 整備業務にかかる業務委託契約

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(2) 運用保守にかかる業務委託契約

令和9年度以降の運用保守については、別途契約をすることとする。

5. 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。なお、高森町財務規則第125条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

13 プロポーザル参加に際しての留意事項

1.失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は高森町情報公開条例、および高森町個人情報保護法施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表、または使用することはできない。

【問い合わせ先および各種書類の提出先】

高森町役場 政策推進課

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

(Tel) 0967-62-2913

(Fax) 0967-62-1174

(e-mail) takamoriseisaku@gmail.com